

参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和8年10月27日

北九州市保健福祉局障害福祉部障害福祉企画課

1 当該公募の趣旨

本業務については、就労支援を必要とする障害のある人（障害者の雇用の促進等に関する法律〔昭和35年法律第123号〕第2条第1号ないし第6号に規定する障害者をいう。以下同じ。）に対し、指導、助言、職場開拓その他の支援を行うことにより、障害のある人の雇用促進及び職業の安定を図るため、北九州市障害者就労支援センター（以下「センター」と言う。）を設置・運営を行うものである。

本事業の実施にあたっては、効果的・効率的な運営を図るため、国及び福岡県が設置している「北九州障害者就業・生活支援センター」と同じ場所で一体的に活動し、就労支援の拠点として、2つのセンターが一つの通称名「北九州障害者しごとサポートセンター」で活動することとしている。

本業務の受託者は、障害のある人の就労支援に精通し、関係機関や企業等との連携体制や、事業実施に必要な人員体制を確保していることが求められる。そのため、特定の者を相手方とする契約手続きを行う予定としているが、当該特定の者以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を求める公募を実施するものである。

公募の結果、応募がない場合、応募要件を満たすと認められる者がいない場合、応募要件を満たすと認められる者がすべて辞退した場合は、特定の者との随意契約の手続きに移行する。

なお、応募要件を満たす者が認められた場合は、指名型プロポーザルを実施する予定である。

2 業務の概要

（1）業務名

令和9年度北九州市障害者就労支援センター事業業務

（2）業務内容

業務内容等(概要)は次のとおりである。

ア 目的

就労支援を必要とする障害のある人に対し、指導、助言、職場開拓その他の支援を行うことにより、障害のある人の雇用促進及び職業の安定を図ることを目的とする。

イ 名称及び設置場所

センターの名称及び設置場所は、次のとおりとする。

(ア) 名称 北九州市障害者就労支援センター

(イ) 設置場所 北九州市戸畑区汐井町1番6号

ウ 支援対象者

センターの支援対象となる障害のある人は、就労を希望する人又は就労しているが職場定着のための支援を必要とする人で、次の要件を満たすものとする。

(ア) 北九州市の区域内（以下「市内」という。）に居住するか、もしくは市内に存する障害者福祉施設に入所若しくは通所していること、又は市内の事業所で就労していること

(イ) 満15歳以上であること、ただし中学校在学中の者を除く

エ センターの業務

センターは次に掲げる業務を行う。

(ア) 支援対象者の就労及び就労に係る生活面に関する相談、指導及び助言

(イ) 支援対象者の就労先及び職場実習先の開拓に関すること

(ウ) 職場実習の仲介及び調整、並びに実習先企業と実習者間の意思疎通等の支援

(エ) 支援対象者の能力及び適性に応じた雇用の仲介

(オ) 就労中の支援対象者及び就労先企業に対し、職場定着支援を図るための指導、助言等

(カ) 市内の企業及び障害者福祉施設等において障害のある人の就労支援に携わる職員に対し、就労支援に関する技術指導や情報提供、またその機会の創出

(キ) 市内の企業に対する障害者雇用の啓発、企画及び提案に関すること

(ク) その他、支援対象者の就労支援に必要な業務

(ケ) 障害者雇用に関する企業の経営・管理に関わる相談への対応

障害者雇用アドバイザーを派遣し、企業における障害者雇用の具体的な相談に応じるとともに、必要に応じて、助成金制度等の理解・活用促進を図る

(コ) 障害者就労支援プロモーター事業に係る業務

a 障害者職業能力開発に係る周知・広報の実施

市内障害者、その家族、就業支援機関、企業等に対し、障害者職業能力開発の周知・広報の実施

b 個々の障害者・家族等に対する職業能力開発相談の実施（随時）

c 特別支援学校高等部等を対象とした障害者就業説明会等の開催

d 特別支援学校高等部等を対象とした、就職内定に至らなかった生徒に

対する適切な職業訓練カリキュラムの作成、及び職業訓練中のフォローアップ

e 就労移行支援事業等利用者で未就職の者に対する障害者就業セミナー等の実施

f 就労移行支援事業所等担当者の就労支援担当者を対象とした懇談会の開催

(3) 履行期間

令和9年4月1日～令和10年3月31日

3 応募要件

(1) 基本的要件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること

イ 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること

ウ 有資格業者名簿において「A」の等級に格付けされていること、及び有資格業者名簿に記載されている本店所在地又は受任地が北九州市内であること

エ 本市から指名停止を受けている期間中でないこと

(2) 基本的要件以外の要件

センターの運営主体は、障害のある人に対し就労支援を行う者で、次の要件を満たすものとする。

ア 障害のある人の職業の安定を図ることを目的として設立された社会福祉法人、特定非営利活動法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人又は医療法人であって、市内において、雇用、福祉、保健、教育等関係機関及び企業等との連携による事業の実施が可能と認められること

（ア） 障害のある人の職業の安定を図ることを目的として設立された社会福祉法人、特定非営利活動法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人又は医療法人であって、市内において、雇用、福祉、保健、教育等関係機関及び企業等との連携による事業の実施が可能と認められること

（イ） 市内企業等との連携実績を有し、就職先及び職場実習先の開拓並びに企業に対する障害者雇用に関する相談・助言等を行うことができること

（ウ） 障害のある人の状況に応じ、関係機関とのケース会議や情報共有等を行い、就業面及び生活面を一体的に支援できること

(エ) 北九州障害者就業・生活支援センターと緊密に連携し、同一の拠点において一体的に運営できること

イ 業務に必要な職員を配置し、事業実施に必要な体制が確保できると認められること

(ア) 障害のある人の就労に関する相談、職業評価、就職活動支援、職場実習の調整、職場定着支援及び企業支援を一体的に実施できる職員体制を確保すること

(イ) 事業を統括する者については、障害のある人の就労支援に関する十分な実務経験（概ね10年以上）を有する者を配置すること

ウ 現に十分な就労支援実績があり、かつ、本事業において継続的な就労支援実績が見込めること

(ア) 過去3年間に於いて、当該法人の支援を受けて一般企業等に就職した障害のある人が10人以上であること、又はこれに準ずる実績を有すること

(イ) 過去3年間に於いて、障害のある人の企業等における職場実習を20件以上実施又はあつせんした実績を有すること、又はこれに準ずる実績を有すること

(ウ) 就職後の本人及び雇用企業に対する職場定着支援を継続的に実施した実績を有すること

(エ) 企業に対する障害者雇用に関する相談、職務の選定、職場環境の調整、雇用管理に関する助言等の実績を有すること

エ 市内において、運営主体自らが運営する施設又は提携施設を確保し、就労に必要な訓練を行うことができること

(ア) 障害のある人の就労に向け、職業準備性、職業適性、障害特性等を把握するために必要な訓練を実施できる施設及び体制を市内に確保していること

(イ) 当該施設において、障害のある人の状況に応じた訓練を適切かつ継続的に実施できること

(ウ) 自ら運営する施設によらない場合は、提携施設との間で本事業に必要な訓練を確実に実施できる体制が確保されていること

4 手続き等

(1) 契約担当課（問い合わせ先）

住所 北九州市小倉北区城内1番1号

担当課名 北九州市保健福祉局障害福祉部障害福祉企画課

電話番号 093-582-2986 FAX 番号093-582-2425

メールアドレス ho-shougaikikaku@city.kitakyushu.lg.jp

(2) 説明書等の交付期間、場所及び方法

ア 交付期間

令和8年10月27日から令和8年11月11日まで（閉庁日を除く。）の毎日、
8時30分から12時まで、13時から17時15分まで

イ 交付場所

（1）に同じ

ウ 交付方法

交付場所において配布

エ 交付書類

説明書、参加意思確認書、業務概要、北九州市障害者就労支援センター設置要綱

(3) 参加意思確認書の提出期間、場所及び方法

ア 提出期間

令和8年10月27日から令和8年11月11日まで（閉庁日を除く。）の毎日、
8時30分から12時まで、13時から17時15分まで

イ 提出場所

（1）に同じ

ウ 提出方法

応募者は、「参加意思確認書」に応募要件を満たすことを証する書類を作成添付し、提出期限までに直接持参すること

(4) その他

ア 予算その他本市の事情により、当該公募手続の中止又は当該手続により行うこととなった当該業務委託の指名型プロポーザルを中止する場合がある

イ 詳細は説明書による